

固定資産税に係る届出について

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となりますが、不動産登記の手続きがされていない場合は、必ず市役所へ連絡をお願いします。

【土地の利用状況が変更になったとき】

次の例のように利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

- ・住宅を解体して駐車場などにした
- ・山林を伐採して太陽光発電設備を設置した など

【家屋（居宅・物置・車庫・店舗・作業所等すべての建物）を新築・増築したとき】

家屋調査がお済みでない方は、お早めに下記までご連絡ください。

【家屋を取り壊したとき】

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

【未登記家屋の所有者に変更があったとき】

相続、売買などにより未登記家屋の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。

- * 提出期限 令和2年12月28日（月）
- * 提出先 税務徴収課または各支所
- * 持参するもの 認印
- * その他 提出書類は提出窓口に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

| | | | | | | |
|---|----|------------|----------|-----------|------------|----------|
| 問 | 本庁 | 税務徴収課資産税G | ☎52-1111 | 内線234・235 | | |
| | 山支 | 総合窓口・地域振興G | ☎57-2121 | 美支 | 総合窓口・地域振興G | ☎58-2111 |
| | 緒支 | 総合窓口・地域振興G | ☎56-2111 | 御支 | 総合窓口・地域振興G | ☎55-2111 |

常陸大宮ドクターカー運行日が変わりました

本市と常陸大宮済生会病院は、今年4月1日から常陸大宮ドクターカーの本格運行を開始し、毎週月曜日・火曜日が常陸大宮ドクターカー運行日となっていましたが、令和2年11月1日から毎週月曜日・水曜日へと運行日が変わりました。医師が現場に急行し大切ないのちを守るドクターカーについて、市民の皆さまにはさらなるご理解とご協力をお願いします。

問 常陸大宮市消防本部警防課 ☎54-0119